

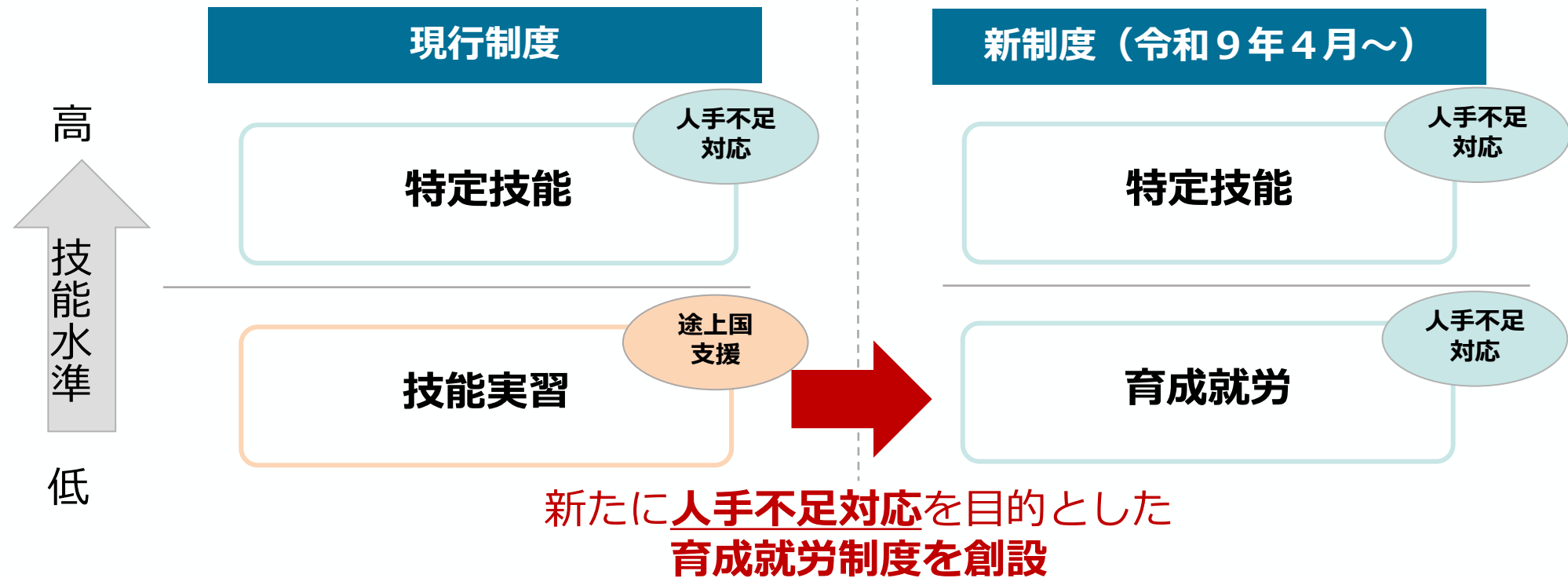
# 工業製品製造業分野における 育成就労外国人の受入れについて

2026年5月

経済産業省

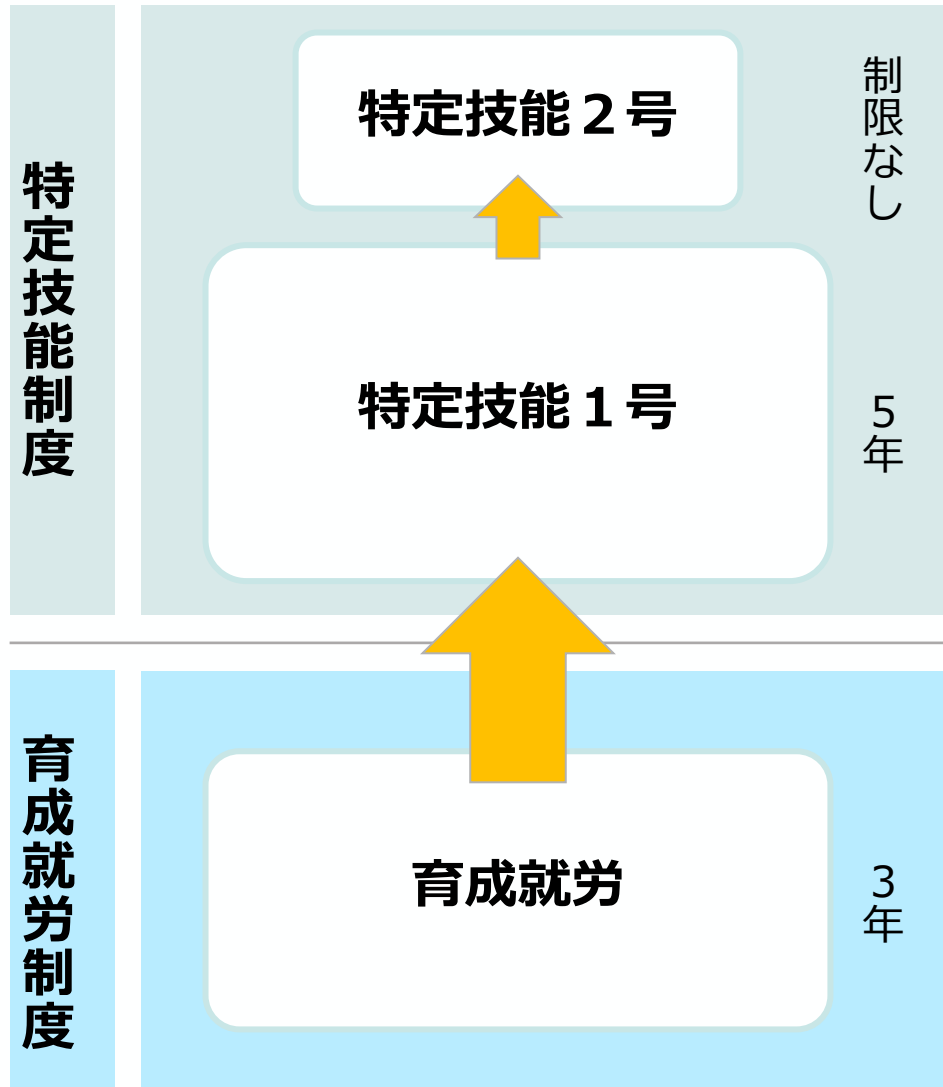
# 0. 特定技能・育成就労制度の概要

- 外国人の在留資格として、①**人手不足対応のため即戦力となる一定の専門性・技能を持つ外国人を受け入れる特定技能制度**、②**途上国の人材育成支援を目的とした技能実習制度**が存在。
- 深刻化する**人手不足への対応強化**のため、令和6年に技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を新設（令和9年4月施行予定）。



# 0. 特定技能・育成就労制度の詳細

(通算在留期間)



## 【特定技能制度】

- ・ 人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的に平成31年に創設。
- ・ 特定技能1号は、最長5年間、在留が可能。
- ・ 特定技能2号(※)は、通算在留期間に制限がなく家族帯同が可能。  
(※)現場監督などに匹敵する熟練した技能が求められる。
- ・ 1号は受入れ人数の上限が設定されている（2号は設定なし）。

## 【育成就労制度】

- ・ 特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、特定産業分野における人材を確保することを目的に令和9年度から運用開始予定。
- ・ 最長3年間、在留が可能。
- ・ 受入れ人数の上限が設定されている。

# 1. 育成就労制度の概要

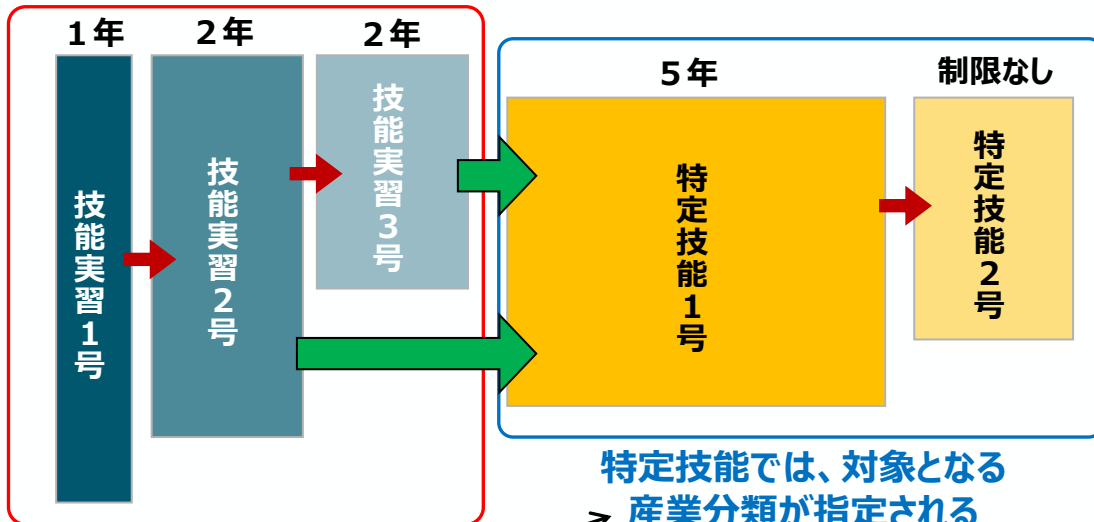
【目的】 育成就労制度は、これまでの技能移転による国際貢献を目的とした技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的に創設。

【受入れ人数】 分野ごとに、生産性向上及び国内人材確保の取組を行ってもなお不足する人数に基づき、育成就労外国人の受入れ上限数を設定。

【育成就労計画の認定】 育成就労外国人ごとに「育成就労計画」を作成し、外国人育成就労機構による認定を受けることが必要。

## 【技能実習制度から育成就労制度の見直しイメージ（工業製品製造分野）】

（技能実習制度 [現行制度]）

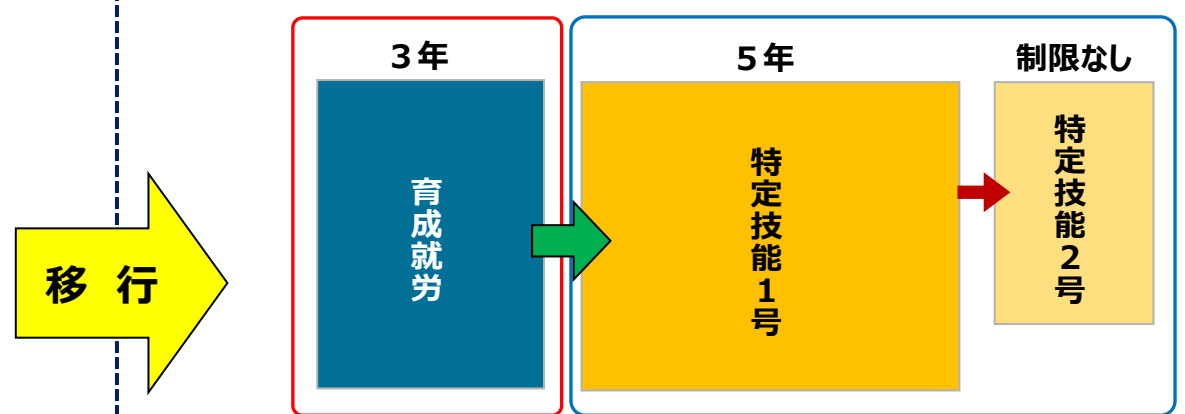


特定技能では、対象となる産業分類が指定される

技能実習では、対象となる産業分類の指定・制限はなし

技能実習と特定技能において、制度を利用できる業種（産業分類）が不整合となっている。

（育成就労制度 [新たな制度]）



育成就労では、特定技能と同じ産業分類が、対象となる産業分野として指定される

特定技能では、対象となる産業分類が指定される（現行制度と同じ）

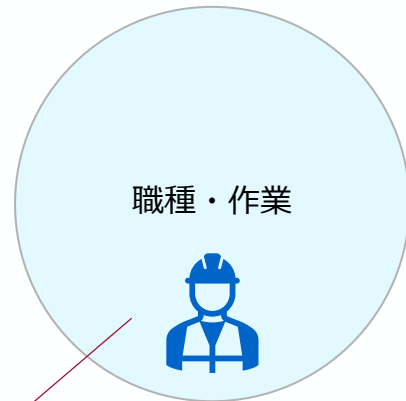
産業分類指定により、育成就労が使えなくなる技能実習利用事業所が出てくる。

## 2. 育成就労制度の受入れ対象

- 現行の「技能実習制度」では、技能実習生の業務が指定された「職種・作業」に該当しているかによって受入れ対象であるかを判断。
- 新たに設けられる「育成就労制度」において、工業製品製造業分野の外国人の受入れに当たっては
  - ①外国人の業務が受入れ対象の業務区分に該当しているか、
  - ②外国人が活動する事業所が受入れ可能な日本標準産業分類に該当しているか、の両面から判断。

### 技能実習制度の受入れ対象の考え方

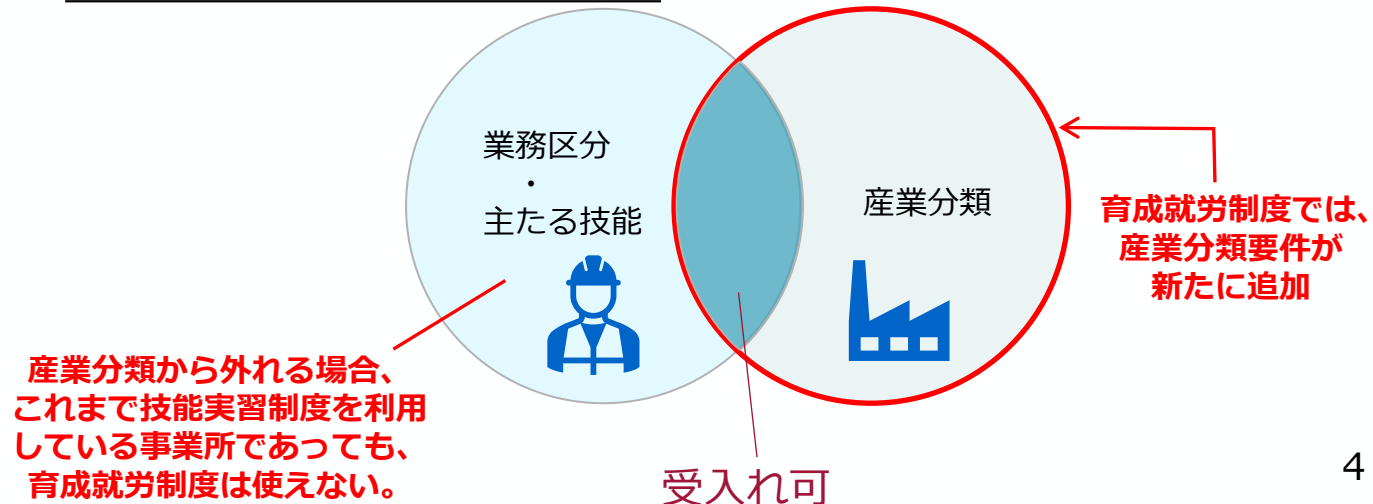
- 第2・3号技能実習生の受入れは、当該外国人の業務が移行対象「職種・作業」であることが必要



受入れ可

### 育成就労制度の受入れ対象の考え方

- 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れは、当該外国人の業務が業務区分に該当し、かつ**外国人が活動する事業所が特定の日本標準産業分類に該当する**ことが必要



産業分類から外れる場合、これまで技能実習制度を利用している事業所であっても、育成就労制度は使えない。

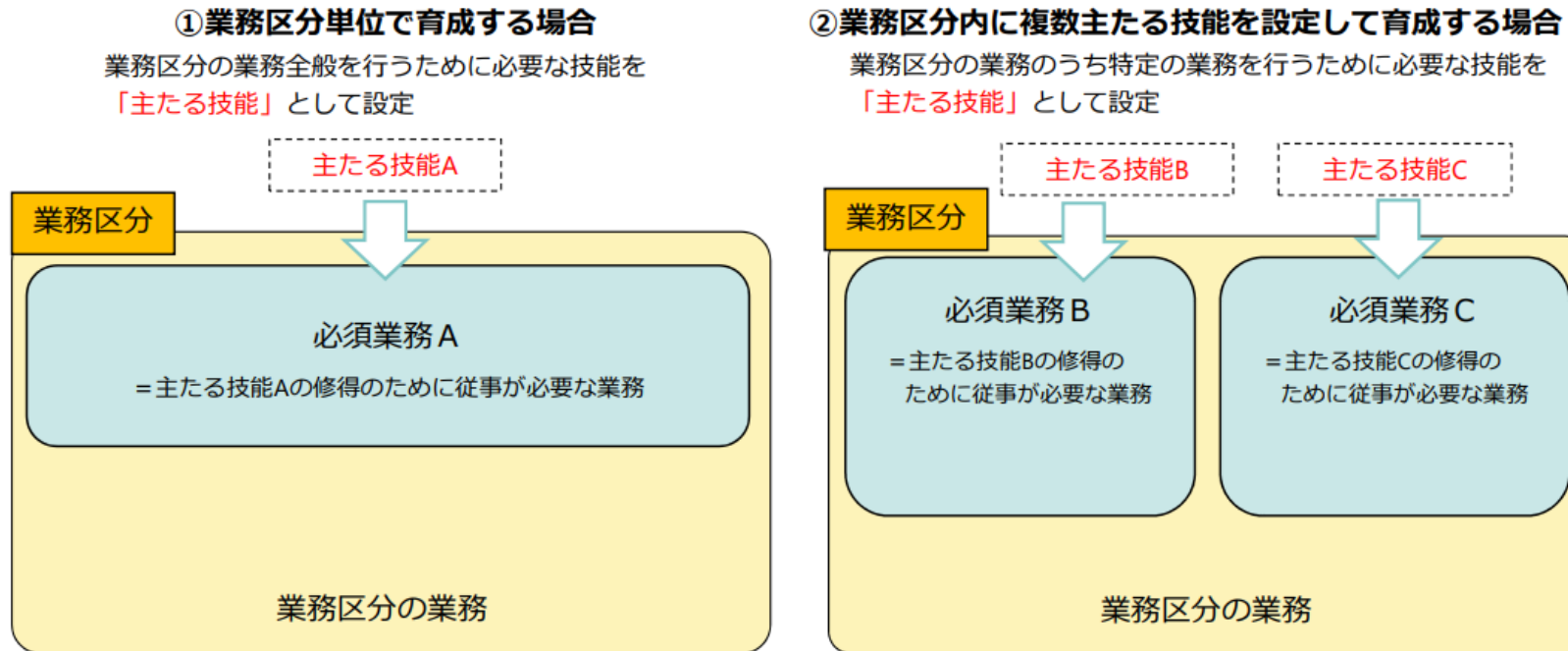
育成就労制度では、産業分類要件が新たに追加

受入れ可

### 3. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

- 工業製品製造業分野の育成就労制度においては、**外国人が従事できる業務区分を17区分（特定技能制度と同じ）**とすることで調整中。
- 育成就労外国人は、業務区分ごとに設定された「主たる技能」の修得のために、従事が必要な業務（必須業務）への従事が必須。

※必須業務に従事させる時間は業務時間全体の1/3以上であることが必要。同一業務区分の必須業務以外の業務には、残りの2/3の範囲内で従事させることが可能。



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

# 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能			
<p>①機械金属加工 【一部調整中】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋳鉄鋳物製造</li> <li>・ 普通旋盤</li> <li>・ 金属プレス</li> <li>・ 機械組立仕上げ</li> <li>・ 回転電機組立て</li> <li>・ 回転電機巻線製作</li> <li>・ ブロー成形</li> <li>・ 鋼橋塗装</li> <li>・ 手溶接</li> <li>・ ホットチャンバダイカスト</li> <li>・ 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）</li> <li>・ ビーズ法発泡スチロール成形</li> <li>・ アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非鉄金属鋳物鋳造</li> <li>・ フライス盤</li> <li>・ 構造物鉄工</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 変圧器組立て</li> <li>・ 圧縮成形</li> <li>・ 手積み積層成形</li> <li>・ 噴霧塗装</li> <li>・ 半自動溶接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンマ型鍛造</li> <li>・ 数値制御旋盤</li> <li>・ 機械板金 ・ 治工具仕上げ</li> <li>・ 機械系保全</li> <li>・ 配電盤・制御盤組立て</li> <li>・ 射出成形</li> <li>・ 建築塗装</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレス型鍛造</li> <li>・ マシニングセンタ</li> <li>・ 金型仕上げ</li> <li>・ 電子機器組立て</li> <li>・ 開閉制御器具組立て</li> <li>・ インフレーション成形</li> <li>・ 金属塗装</li> <li>・ 全体熱処理</li> </ul>
<p>&lt;以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討&gt;</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）</li> <li>・ 航空機部品組立て</li> </ul>				
<p>②電気電子機器組立て 【一部調整中】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通旋盤</li> <li>・ 治工具仕上げ</li> <li>・ 機械系保全</li> <li>・ 配電盤・制御盤組立て</li> <li>・ プリント配線板製造</li> <li>・ ブロー成形</li> <li>・ プラスチック成形材料製造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フライス盤</li> <li>・ 金型仕上げ</li> <li>・ 電子機器組立て</li> <li>・ 開閉制御器具組立て</li> <li>・ 圧縮成形</li> <li>・ 手積み積層成形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値制御旋盤</li> <li>・ 機械組立仕上げ</li> <li>・ 回転電機組立て</li> <li>・ 回転電機巻線製作</li> <li>・ 射出成形</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マシニングセンタ</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 変圧器組立て</li> <li>・ プリント配線板設計</li> <li>・ インフレーション成形</li> <li>・ ビーズ法発泡スチロール成形</li> </ul>
<p>&lt;以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討&gt;</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）</li> </ul>				

# 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能
③金属表面処理 【一部調整中】	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気めっき</li> <li>溶融亜鉛めっき</li> <li>陽極酸化処理</li> <li>バフ研磨（令和8年度に追加を検討）</li> </ul>
④紙器・段ボール箱製造 【一部調整中】	<ul style="list-style-type: none"> <li>印刷箱打抜き</li> <li>印刷箱製箱</li> <li>貼箱製造</li> <li>段ボール箱製造</li> </ul> <p>&lt;以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パルプ製造</li> <li>紙製造（抄紙、仕上）</li> <li>貼合上流工程</li> <li>貼合下流工程</li> </ul>
⑤コンクリート製品製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート製品製造</li> </ul>
⑥RPF製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>RPF製造</li> </ul>
⑦陶磁器製品製造 【一部調整中】	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械ろくろ成形</li> <li>圧力鋳込み成形</li> <li>パッド印刷</li> <li>排泥鋳込み成形</li> </ul> <p>&lt;以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タイル成形</li> <li>衛生陶器成形</li> </ul>
⑧印刷・製本	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフセット印刷</li> <li>製本</li> <li>グラビア印刷</li> </ul>
⑨縫製	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人子供既製服縫製</li> <li>紳士既製服製造</li> <li>寝具製作</li> <li>帆布製品製造</li> <li>ワイシャツ製造</li> <li>下着類製造</li> <li>自動車シート縫製</li> <li>タオル製造</li> <li>カーテン縫製</li> </ul>
⑩紡織製品製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>糸浸染</li> <li>織物・ニット浸染</li> <li>靴下製造</li> <li>丸編みニット製造</li> <li>織布運転（準備工程）</li> <li>織布運転（製織工程）</li> <li>織布運転（仕上工程）</li> <li>たて編ニット生地製造</li> <li>紡績運転（前紡工程）</li> <li>紡績運転（精紡工程）</li> <li>紡績運転（巻糸工程）</li> <li>紡績運転（合ねん糸工程）</li> <li>織じゅうたん製造</li> <li>タフテッドカーペット製造</li> <li>ニードルパンチカーペット製造</li> <li>製網</li> <li>染色（捺染）</li> </ul>

# 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能
⑪電線・ケーブル製造	・電線・ケーブル製造
⑫プレハブ住宅製品製造	・大工工事 ・建築塗装 ・タイル張り ・金属塗装 ・普通旋盤 ・噴霧塗装 ・金属プレス ・手溶接 ・構造物鉄工 ・半自動溶接 ・機械板金 ・コンクリート製品製造
⑬家具製造	・金属プレス ・ブロー成形 ・家具組立て ・機械板金 ・金属塗装 ・マットレス製造 ・家具手加工 ・噴霧塗装 ・家具シート縫製 ・圧縮成形 ・工業包装 ・射出成形 ・手溶接 ・インフレーション成形 ・半自動溶接
⑭定形・不定形耐火物製造	・定形耐火物製造 ・不定形耐火物製造
⑮生コンクリート製造	・生コンクリート製造
⑯ゴム製品製造	・成形加工 ・押出し加工 ・混練り圧延加工 ・複合積層加工
⑰かばん製造	・かばん製造

## 4. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：事業所の産業分類 1/2

- 育成就労外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 育成就労関係法令が施行される2027年4月1日以降に受入れが可能になる。

分類コード	項目名
11	繊維工業
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
206	かばん製造業

分類コード	項目名
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業
2146	陶磁器製タイル製造業
2151	耐火れんが製造業
2152	不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素型材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
235	非鉄金属素型材製造業

## 4. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：事業所の産業分類 2/2

- 育成就労外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 育成就労関係法令が施行される2027年4月1日以降に受入れが可能になる。

分類コード	項目名
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）

分類コード	項目名
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

## 5. 工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

- ・ 経済産業省が所管する製造業の産業分類のうち、工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれていないものは、以下のとおり。以下の産業分類に該当する事業所は、育成就労制度では工業製品製造業分野での受入れができない。
- ・ 黄色セルは、2024年に法務省・厚労省が、技能実習制度を利用している事業所に対して行ったアンケートにおいて、**技能実習制度を活用していると回答した事業所が確認されている産業分類。**

コード	項目名
<b>12</b>	<b>木材・木製品製造業（家具を除く）</b>
1225	パーティクルボード製造業
1226	繊維板製造業
1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業
1232	木箱製造業
1233	たる・おけ製造業
1291	木材薬品処理業
1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
1299	他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)
<b>13</b>	<b>家具・装備品製造業</b>
1321	宗教用具製造業
1331	建具製造業
1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（※黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業以外）

コード	項目名
<b>14</b>	<b>パルプ・紙・紙加工品製造業</b>
1424	手すき和紙製造業
1433	壁紙・ふすま紙製造業
<b>16</b>	<b>化学工業</b>
1619	その他の化学肥料製造業
1621	ソーダ工業
1622	無機顔料製造業
1623	圧縮ガス・液化ガス製造業
1629	その他の無機化学工業製品製造業
1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
1633	発酵工業
1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
1635	プラスチック製造業
1636	合成ゴム製造業
1639	その他の有機化学工業製品製造業

※産業分類の詳細は、以下を参照  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000935526.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf)

# 工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

コード	項目名
1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
1642	石けん・合成洗剤製造業
1643	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）
1644	塗料製造業
1645	印刷インキ製造業
1646	洗淨剤・磨用剤製造業
1647	ろうそく製造業
1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）
1662	頭髪用化粧品製造業
1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
1691	火薬類製造業
1693	香料製造業
1694	ゼラチン・接着剤製造業
1695	写真感光材料製造業
1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業
1697	試薬製造業
1699	他に分類されない化学工業製品製造業
<b>17</b>	<b>石油精製業</b>
1711	石油精製業

コード	項目名
1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）
1731	コークス製造業
1741	舗装材料製造業
1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
<b>20</b>	<b>なめし革・同製品・毛皮製造業</b>
2011	なめし革製造業
2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）
2031	革製履物用材料・同附属品製造業
2041	革製履物製造業
2051	革製手袋製造業
2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
2072	ハンドバッグ製造業
2081	毛皮製造業
2099	その他のなめし革製品製造業
<b>21</b>	<b>窯業・土石製品製造業</b>
2111	板ガラス製造業
2112	板ガラス加工業
2113	ガラス製加工素材製造業
2114	ガラス容器製造業
2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業

# 工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

コード	項目名
2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
2117	ガラス繊維・同製品製造業
2119	その他のガラス・同製品製造業
2121	セメント製造業
2131	粘土がわら製造業
2132	普通れんが製造業
2139	その他の建設用粘土製品製造業
2144	電気用陶磁器製造業
2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
2147	陶磁器絵付業
2148	陶磁器用はい（坏）土製造業
2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
2159	その他の耐火物製造業
2161	炭素質電極製造業
2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業
2171	研磨材製造業
2172	研削と石製造業
2173	研磨布紙製造業
2179	その他の研磨材・同製品製造業
2181	砕石製造業

コード	項目名
2182	再生骨材製造業
2183	人工骨材製造業
2184	石工品製造業
2185	けいそう土・同製品製造業
2186	鉱物・土石粉碎等処理業
2191	ロックウール・同製品製造業
2192	石こう（膏）製品製造業
2193	石灰製造業
2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
<b>22</b>	<b>鉄鋼業</b>
2213	フェロアロイ製造業
2233	冷間ロール成型形鋼製造業
2235	伸鉄業
2238	伸線業
2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
2241	亜鉛鉄板製造業
2249	その他の表面処理鋼材製造業
2292	鉄スクラップ加工処理業
2293	鋳鉄管製造業
2299	他に分類されない鉄鋼業（※鉄粉製造業以外）

# 工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

コード	項目名
<b>23</b>	<b>非鉄金属製造業</b>
2311	銅第1次製錬・精製業
2312	亜鉛第1次製錬・精製業
2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
2321	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）
2322	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）
2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
2331	伸銅品製造業
2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）
2391	核燃料製造業
2399	他に分類されない非鉄金属製造業
<b>24</b>	<b>金属製品製造業</b>
2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
2421	洋食器製造業
2423	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）
2425	手引のこぎり・のこ刃製造業
2426	農業用器具製造業（農業用機械を除く）
2429	その他の金物類製造業

コード	項目名
2433	温風・温水暖房装置製造業
2439	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）
2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）
2446	製缶板金業（※高圧ガス用溶接容器・バルク貯蔵製造業及びドラム缶・ペール缶製造業以外）
2463	金属彫刻業
2469	その他の金属表面処理業（※アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業以外）
2479	その他の金属線製品製造業（※溶接材料製造業以外）
2491	金庫製造業
2492	金属製スプリング製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（※ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業以外）
<b>27</b>	<b>業務用機械器具製造業</b>
2741	医療用機械器具製造業
2742	歯科用機械器具製造業
2743	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）
2744	歯科材料製造業
2761	武器製造業

# 工業製品製造業分野の対象産業分類に含まれない産業分類（製造業に限る）

コード	項目名
<b>31</b>	<b>輸送用機械器具製造業</b>
3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
3191	自転車・同部分品製造業
3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業
<b>32</b>	<b>その他の製造業</b>
3211	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業
3212	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業
3219	その他の貴金属製品製造業
3221	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）
3222	造花・装飾用羽毛製造業
3223	ボタン製造業
3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
3229	その他の装身具・装飾品製造業
3231	時計・同部分品製造業
3241	ピアノ製造業
3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
3251	娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）
3252	人形製造業

コード	項目名
3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
3262	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）
3269	その他の事務用品製造業
3271	漆器製造業
3281	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
3282	畳製造業
3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業
3284	ほうき・ブラシ製造業
3285	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）
3289	その他の生活雑貨製品製造業
3291	煙火製造業
3292	看板・標識機製造業
3294	モデル・模型製造業
3296	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
3297	眼鏡製造業（枠を含む）
3299	他に分類されないその他の製造業（※RPF製造業及び人体保護具製造業以外）

## 6. 技能実習制度の経過措置

- 令和9年4月1日（育成就労法施行日）以降、技能実習の計画申請は行えなくなる。
- また、令和9年4月1日時点で、技能実習の在留資格を有する外国人は、その時点の在留資格の状況により、技能実習の在留期間が認められる期間が決定されるが、法律施行日以降の実施期間は最長3年間となる。

### 【計画申請が可能な時期】

申請は認められない

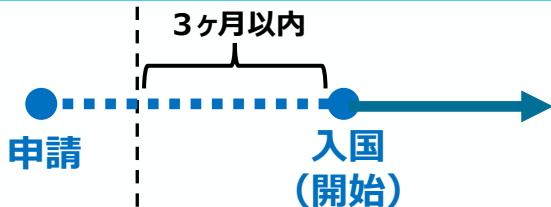
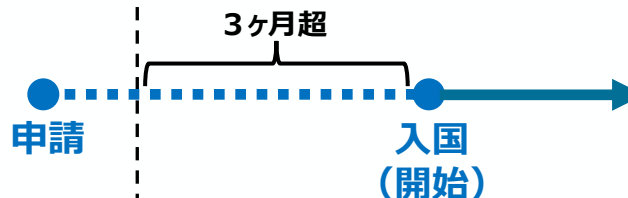
① 施行日以降の申請

② 施行日から3ヶ月以降に開始する計画の申請

申請は可能

③ 施行日前に申請し、施行日から3ヶ月以内に開始する計画の申請

令和9年4月1日  
(育成就労法施行日)



### 【技能実習の在留期間】

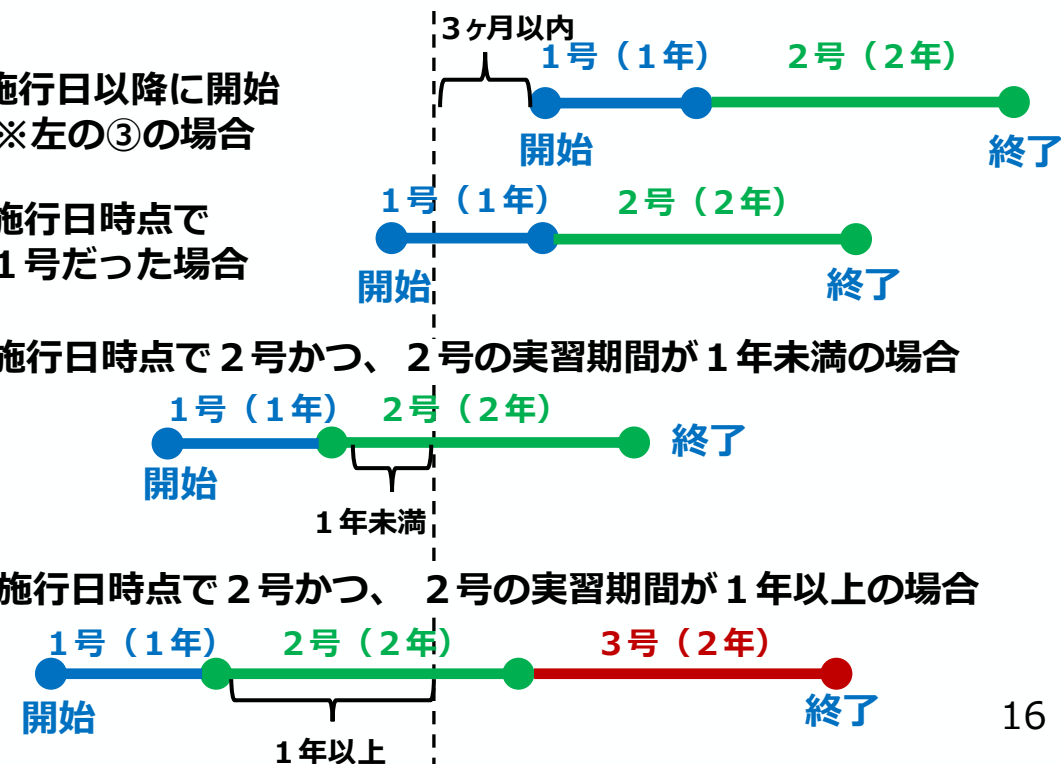
令和9年4月1日  
(育成就労法施行日)

① 施行日以降に開始  
※左の③の場合

② 施行日時点で1号だった場合

③ 施行日時点で2号かつ、2号の実習期間が1年未満の場合

④ 施行日時点で2号かつ、2号の実習期間が1年以上の場合

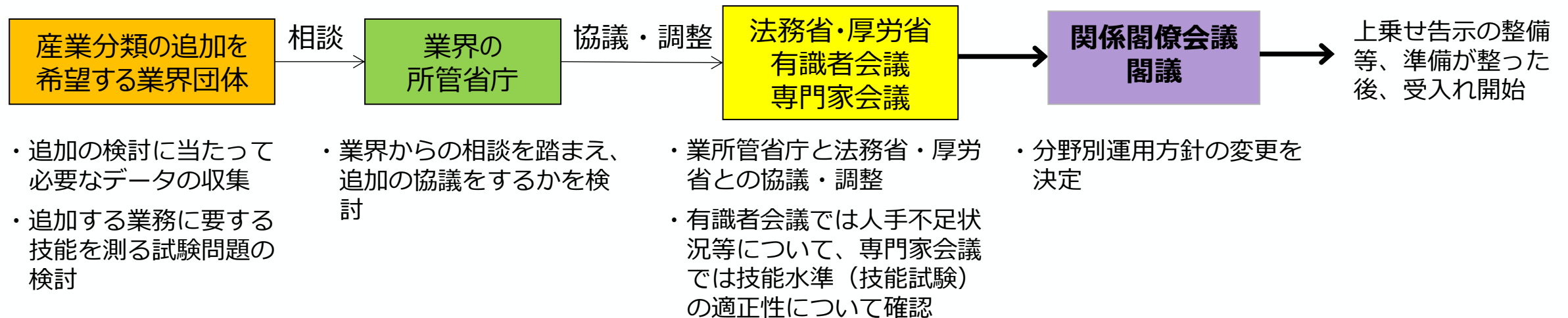


# 7. 育成就労・特定技能制度での産業分類追加

- ・ 業界団体が中心となって対象となる産業分野の人手不足の状況や生産性向上の取組状況等のデータを取りまとめる必要がある。

## 【新たな業務を追加することに伴い産業分類を追加し、試験を整備の上、分野別運用方針の変更を行うケース】

産業分類追加に当たって、業種を所管する省庁から、法務省・厚労省に協議の上、有識者会議・専門家会議に諮ることとなるが、各種データ等の整理、提供及び資料作成は、追加を希望する業界団体が中心となっている。




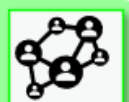



## 相談に当たり必要となる対応等の例(工業製品製造業分野の場合)

項目	必要な対応等
人手不足の状況	人手不足のデータを、有効求人倍率等の統計又は業界アンケート等により、定量的に示す。
生産性向上	労働生産性が過去5年程度で、どの程度改善しているかのデータを示す(統計、業界アンケート等)。 生産性向上の取組について、業界における取組や個別具体的な取組と成果等について定量的に示す。
国内人材確保	従業員の女性比率・高齢者比率について、過去5年でどの程度向上しているかのデータを示す(統計、業界アンケート等)。 女性採用、高齢者採用等について、業界全体の取組方針や、個別の具体的な取組と成果を定量的に示す。
安全衛生対策	労働災害発生率等について、過去5年で、どの程度改善しているかをデータで示す(統計、業界アンケート等)。 業界全体、個別取組等について取組と成果を定量的に示す。

項目	必要な対応等
試験実施体制	特定技能評価試験(1号・2号)及び育成就労評価試験(初級・専門級)を、業界団体が実施する必要があるため、試験の実施体制を構築する。 試験は、基本的に学科試験(筆記試験)及び実技試験(製作等作業試験)があるため、両方の試験が実施できる体制を整える。
試験実施要領	試験内容の構成、試験時間、配点、受験料、開催頻度等、試験を実施するために必要な事項をまとめた要領を作成する。
試験問題	各試験における学科試験及び実技試験の実例問題を作成する。

# 8. 人手不足対応に資する設備導入等を利用可能な補助金例

- 技能実習生が雇用できなくなり機械化・省人化のため設備導入等を行う場合に利用可能な補助金例を紹介する。各補助金が利用できるかは各補助金の事務局にお問い合わせいただきたい。

売上規模 イメージ		事業者数	売上拡大	高付加価値化	新事業挑戦	省力化・デジタル化
100億 円 以上	大企業	約1,300者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会社を急成長させたい</li> <li>✓ 上場を目指したい</li> </ul>	 <b>大規模投資基金（中堅向け）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新しい機械で新商品を作りたい</li> <li>✓ 海外展開に取り組みたい</li> <li>✓ 今の経営手法を活かして異分野に進出したい</li> </ul>	
	中堅企業	約0.9万者				
	中小企業	約4,500者				
100億未満   10億円		約9万者	<ul style="list-style-type: none"> <li>100億支援</li> <li>100億宣言企業向け</li> <li><b>New</b></li> </ul>	 <b>事業承継 M&amp;A 補助金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人手不足に対応したい</li> <li>✓ 生産プロセスを改善したい</li> </ul>	 <b>デジタル化・AI導入補助金</b>
10億円   1億円		<ul style="list-style-type: none"> <li>成長加速化補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 承継前に事業を磨きたい</li> <li>✓ M&amp;Aにより統合効果を出したい</li> </ul>	 <b>新事業進出・ものづくり補助金</b>		
1億円   1,000万円		約60万者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 商品を手PRしたい</li> <li>✓ 販路を拡げたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 創業に挑戦したい</li> </ul>		
1,000万円 以下		約140万者	<b>持続化補助金</b>	<b>持続化補助金（創業型）</b>		

## 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）概要

- IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入が可能。
- 2024年8月9日以降、応募・交付申請について公募期間を設けず、「随時受付」へ変更。

### 省力化投資補助金（カタログ注文型）

#### 【補助上限額】

5人以下	200万円（300万円）
6～20人	500万円（750万円）
21人以上	1,000万円（1,500万円）

※()内は大幅な賃上げを行う場合

#### 【補助率】

中小1/2以下

※省力化製品の購入価格が製品毎に設定された補助上限額の2倍を上回る場合、補助率は1/2未満となる。



## 中小企業省力化投資補助金（一般型）概要

- 令和7年より、中小企業者等のニーズを考慮し、従来の「カタログ注文型」に加えて、**自社の事業内容に合わせて多様な設備やシステム導入を支援する「一般型」を新設。**

### 省力化投資補助金（一般型）

#### 【補助上限額】

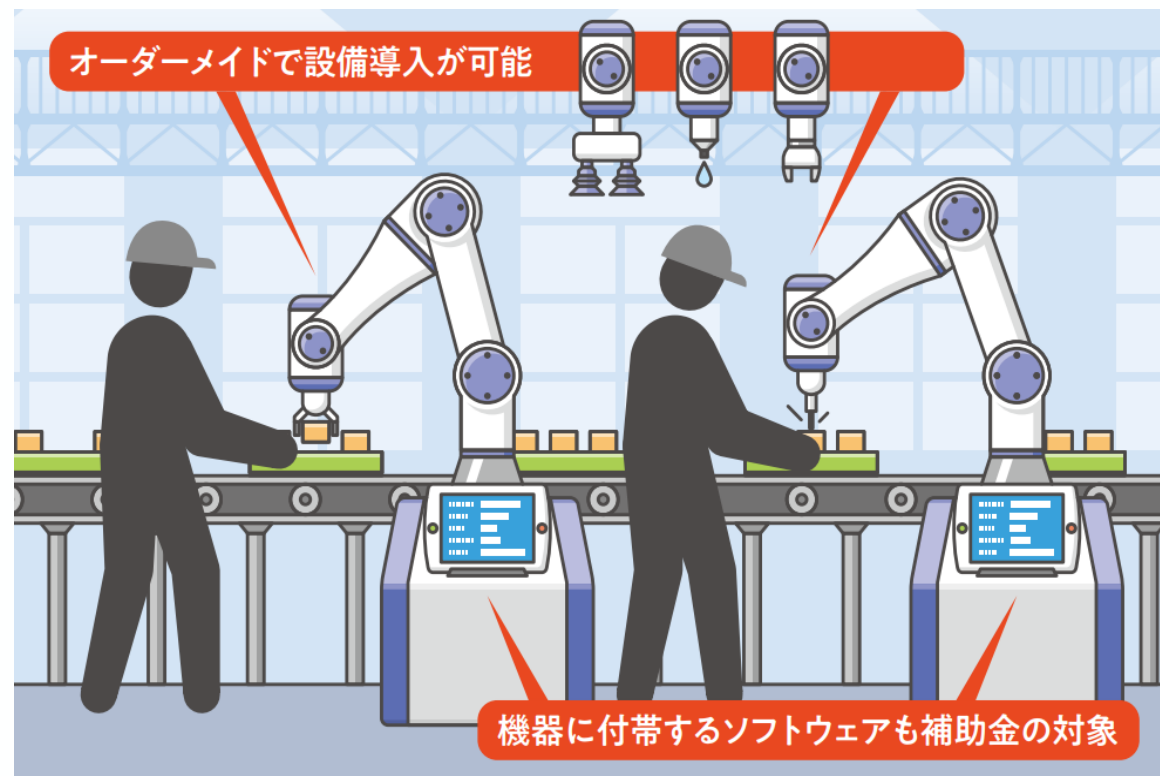
5人以下	750万円（1,000万円）
6～20人	1,500万円（2,000万円）
21～50人	3,000万円（4,000万円）
51～100人	5,000万円（6,500万円）
101人以上	8,000万円（1億円）

※()内は大幅賃上げを行う場合

#### 【補助率】

中小1/2

小規模・再生 2/3



## デジタル化・AI導入補助金 概要

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援。
- 令和7年度補正予算分からは、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。詳細は調整中（以下、IT導入補助金2025の概要）。

### 【通常枠】

項目	内容
1 補助上限	450万円（補助率1/2～2/3） ※対象経費によって補助上限が異なります
2 事業期間	交付決定から6ヶ月程度
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上 等
5 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 等

### 【インボイス枠】

項目	内容
1 補助上限	350万円（補助率1/2～4/5） ※対象経費によって補助上限が異なります
2 事業期間	交付決定から6ヶ月程度
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	インボイス制度に対応したITツールの導入 等
5 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 等

### 【活用事例】

#### ✓ 通常枠で…

-タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ**！



#### ✓ インボイス枠で…

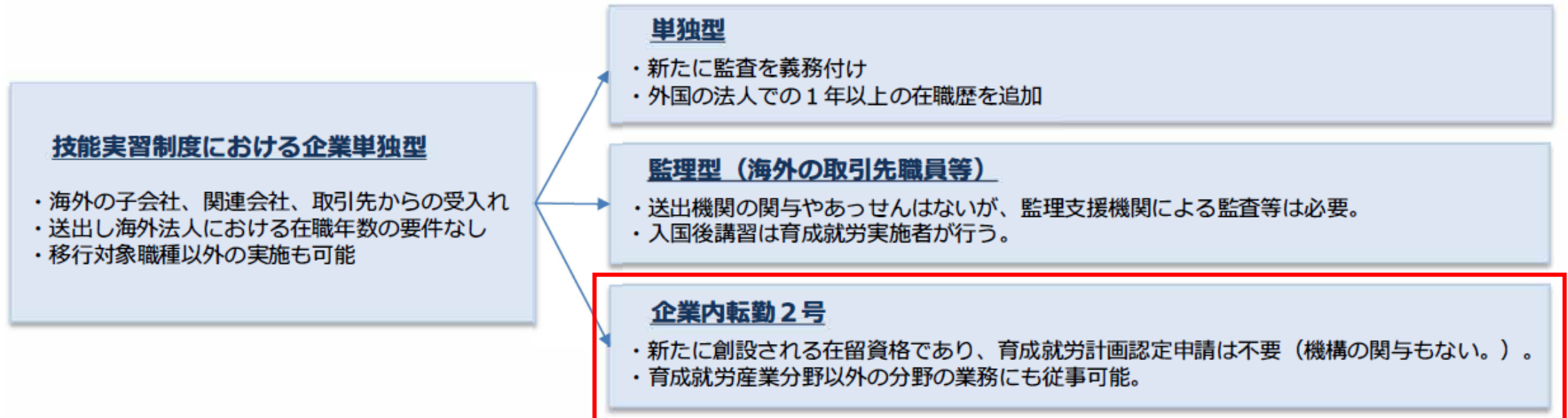
-インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。



# (参考) 企業内転勤 2号について

- 技能実習制度の制度趣旨であった技能移転を目的とする短期間の外国人材の受入れは、育成就労制度の目的に沿わないことから、企業内転勤 2号の在留資格が新設される。
- **企業内転勤 2号では、育成就労制度の工業製品製造業分野において対象となっていない産業分類に該当する事業所でも要件を満たせば受入れ可能**であることから、要件を満たす受入れ機関におかれては制度の趣旨に則った活用を検討されたい。
- なお、従来の企業内転勤は企業内転勤 1号として引き続き存続。詳細は、入管庁HP等をご確認いただきたい。

## 【技能実習制度における企業単独型の育成就労制度での改正内容】



# 企業内転勤 2号について

## 【企業内転勤 2号の在留資格の要件等】

### 1. 単独型を実施する場合の育成就労実施者の監査の体制の基準

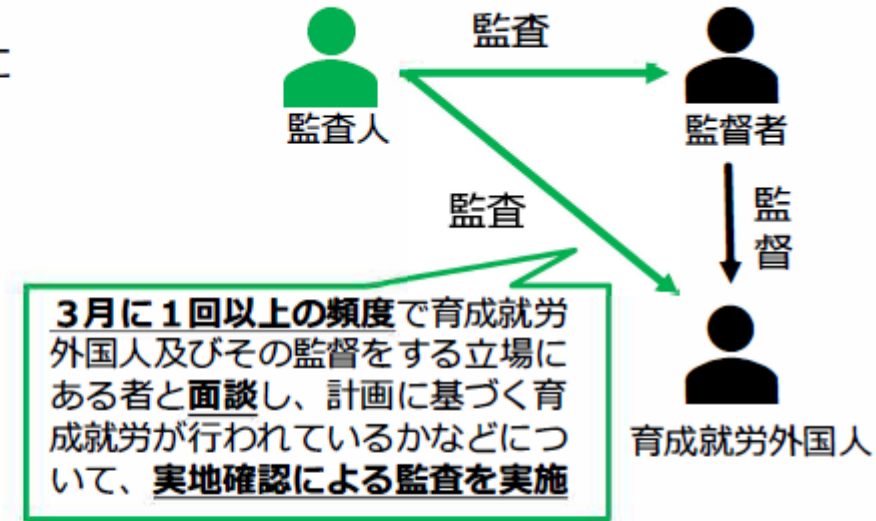
○ 単独型の場合は、次に該当する者に育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する事項についての監査を行わせることとしなければならない。

- ・ 過去3年以内に養成講習を修了した者
- ・ 育成就労外国人を監督する立場にない者その他の当該監査を中立に実施できる立場にある者

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。

### 2 企業内転勤2号の在留資格の要件

- ① 受入れ機関の常勤職員数が20人以上であること。
- ② 企業内転勤2号の在留資格で受け入れる外国人は、受入れ機関の常勤職員人数の5%までであること。
- ③ 転勤しようとする外国人が転勤元で1年以上勤務していること。
- ④ 外国人の報酬が日本人と同等以上であること。
- ⑤ 企業内転勤2号の在留資格をもって在留できる期間は、通算で1年までであること。



## 【企業単独型技能実習・団体管理型技能実習の見直し】

### 企業単独型技能実習・団体管理型技能実習の見直しについて (育成就労法第2条、入管法別表第1の2)

企業単独型技能実習について、育成就労への移行にあたり受入れ機関と送出元の事業所との関係に応じた**監査の体制を義務付けるなど、その取扱いを整理**。育成就労の趣旨に沿わないもの（技能移転目的の短期間の受入れ等）は、**新たに創設する企業内転勤 2号**に位置付ける。

